

令和6年度 郡山市多子世帯保育料軽減補助金制度について

郡山市は、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱（以下「本要綱」と呼ぶ）に基づき、一定の認可外保育施設に入所しているお子さんの保護者に対して、保育料の一部を補助します。

対象となる保育施設

以下の2点を満たしている施設が対象となります。

- **認可外保育施設（事業所内保育施設を除く）**
※事業所内保育施設であっても、「企業主導型保育施設」は該当。
- 適正な保育内容及び保育環境の確保を目的に国が定めた「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていると認められ、「同基準を満たしている旨の証明書」の交付を受けている保育施設

補助対象者

対象となる認可外保育施設を利用し、**郡山市内に住所を有する子ども**^{※1}の保護者で、次の要件にあてはまる方が対象です。

※1 住民票が郡山市にある方です。ただし、郡山市に在住の避難者の方は住民票が市外でも対象となります。（住民登録のある避難前の自治体へ、避難者情報・保育料の助成等を確認する場合があります。）

18歳未満の子どもが2人以上いる世帯において、

- ①第2子以降(兄弟がいる) ②月単位で保育料を納付する契約をしている ③3歳未満^{※2}

の①～③のすべての条件にあてはまる子どもの保護者

※2 基準日は、令和6年4月1日時点となります。
今年度(令和6年度)は、生年月日が(2021年)令和3年4月2日以降の子どもがこの補助金の対象です。

なお、

- ・今年度中に生まれた
- ・今年度中に満3歳になる
- ・年度の途中に入退所した

子どもの保護者の方も要件にあてはまる期間内は対象となります。

ただし、「企業主導型保育施設」における対象者は以下の通りです。

	企業主導型保育施設での利用形態
対象	「 地域枠 」を利用している子ども
対象	「 従業員（企業）枠 」を利用し、地域枠を利用する児童と 同一額の保育料 である子ども
対象外	「 従業員（企業）枠 」を利用し、地域枠を利用する児童よりも 低い保育料 である子ども

「幼児教育・保育の無償化」（3歳未満児の場合は、住民税非課税世帯が対象）の受給者は対象外です。令和6年度途中で「幼児教育・保育の無償化」の対象となった子どもは、その月の前月までが当補助金の対象となります。

補助金額の算出方法

実際に納入した月額保育料が対象です。

(延長保育料、行事代、保険代、給食費等は補助対象外です。)

	ひと月の補助額	例
第2子	月額の保育料×1/4 又は 5,000円 のいずれか低い額	保育料月額30,000円の場合 30,000円×1/4=7,500円 この場合5,000円を超えているので、 補助額は5,000円
第3子以降	月額の保育料×1/2 又は 10,000円 のいずれか低い額	保育料月額30,000円の場合 30,000円×1/2=15,000円 この場合、10,000円を超えているので、 補助額は10,000円

※令和6年度中に、施設に在籍した期間分の補助金が令和7年5月に一括で交付されます。

申請の手続き

- 提出基準日 令和6年7月31日(水)
(ただし、取りまとめに時間を要しますので、**各認可外保育施設の指定する期日までに**提出してください。)

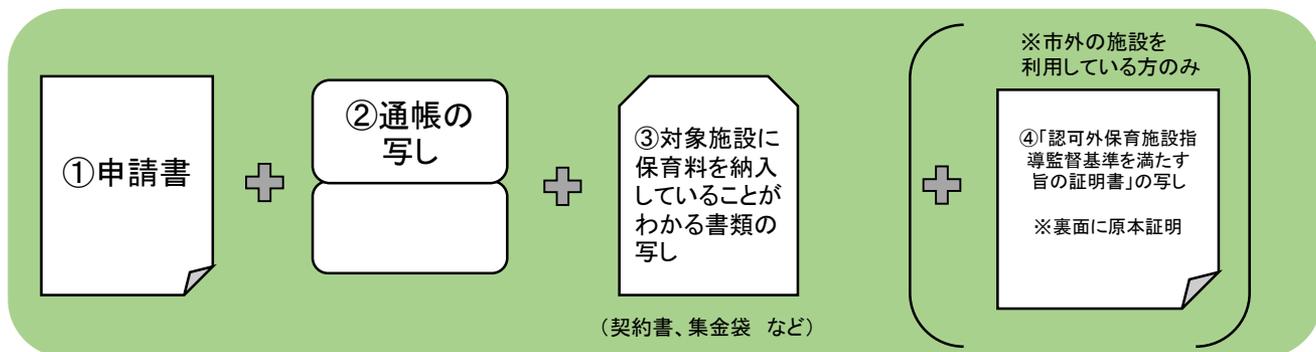
提出基準日以降に入所(入園)された場合は、その都度、速やかに申請してください。
(最終は、令和7年3月3日(月)までに提出願います。なお、3月に入所した場合は、保育課まで直接提出してください。)

- 提出先
お子さんが入所している認可外保育施設(市外の施設を利用されている方は直接、保育課へ持参又は郵送)

- 提出書類

- ①郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付申請書(第1号様式)※4ページ目記入例参照
- ②通帳の写し(振込先の銀行、支店、口座番号、名義人等が確認できるもの)
- ③入所施設との契約書又は毎月の保育料が分かる書類(集金袋等)の写し

なお、**市外の認可外保育施設を利用されている方は**、通われている保育園の「④認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の写し(裏面に保育園からの原本証明が必要です)も併せて提出してください。



※ 既に退所されている方は、年度中、最後に入所していた認可外保育施設
又は 直接保育課窓口へ提出ください。

※ 年度内に2施設以上に入所している(いた)場合は、保育課(電話924-3541)へお問い合わせください。(施設ごとに手続きが必要です。)

提出書類記入の注意事項

- 申請者は、父母のどちらでも可です。（ただし、父母両方からの申請は不可。子ども1人につき1申請です。）
- 第2子、第3子以降のお子さんが複数（2名以上）おられる場合は、お手数ですが、**1名につき1枚**（2名いれば2枚）の申請書を提出ください。
- 振込先の口座は、**申請者名義の口座としてください。**
（例：父が申請者の場合、母名義の口座指定は不可。）
通帳の口座番号をよく確認して記入してください。
（ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座番号を記入ください。）
- ボールペン(黒)**で記入してください。**(消えるボールペンは不可)**
- 押印は**不要**です。
- 訂正の際は、**修正液等は使用せずに、二重線で訂正**してください。
（取り消し線上に押印は不要です。）

申内容の変更について

入所期間中に、**申請内容（住所、世帯状況、振込口座）に変更があった場合は、異動報告書（第2号様式）の提出**をお願いします。

Q 提出先は？

A 郵送または持参で保育課、または通所している認可外保育施設までご提出ください。

Q いつまでに提出すればよいですか？

A 異動発生後、速やかに提出をお願いします。
なお、県外などに転出される場合は、事前に提出をするか、引っ越し後に郵送してください。

Q どこで異動報告書の様式を入手できますか？

A 保育課または通所している認可外保育施設にお問い合わせください。
なお、インターネットをご利用でき、A4用紙に印刷できる環境がある場合は、以下に様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kosodate/7052.html>

実績報告について

対象のお子さんの入所期間、保育料の納入状況について、入所している（していた）認可外保育施設から市へ、年度末に報告していただきます。

補助金の交付

実績報告をもとに補助金額を算出し、**令和7年5月上旬頃**に、補助金額等を通知する予定です。
令和6年度の保育料納入の確定後に交付しますので、補助金の交付は**令和7年5月下旬**を予定しています。

不明な点がございましたら、お問合せください。

問合せ先 郡山市 こども部 保育課 保育事業支援係
電話：024-924-3541
e-mail：hoiku@city.koriyama.lg.jp



郡山市長

申請日を忘れずに御記入ください。

申請日 令和 6 年 7 月 〇 日

フリガナ コオリヤマ カナト

申請者 (保護者) 郡山 奏音

郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付申請書 押印は不要です。

このことについて、令和6年度の標記補助金を下記のとおり申請します。
なお、申請に際し、市長が標記補助金の交付事務に必要な下記4の(1)～(3)の情報を調査し利用すること及び対象児童が入所する施設の長に下記4の(4)の事項を委任することについて、同意します。

記

1 対象児童について

Form for child information including nursery name (〇〇〇保育園), address (郡山市), birth date (令和4年5月10日), and family details (3 children).

2 世帯状況について

※この欄には、申請日現在の父、母、世帯主が父母以外の場合の世帯主、対象児童の兄弟姉妹全員を記載すること (対象児童本人は記載不要)

対象児童と申請人の住所が異なる場合のみ記入してください。

Form for household status including applicant's address (東京都〇〇区), family members list (郡山 奏音, 郡山 双葉, etc.), and a note to include all household members.

3 振込口座について

※申請人の口座を指定すること。申請人と異なる名義を指定する場合は、委任状を提出すること。

Form for bank account information including bank name (〇〇銀行), branch (〇〇支店), and account number (1234567).

4 その他

申請人の口座を指定してください。

- (1) 申請人が属する世帯の状況
(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11に規定する施設等利用費の受給(幼児教育・保育の無償化)の状況
(3) 対象児童が入所する施設が保有する対象児童の入所期間及び保育料の納入実績等必要な情報
(4) 対象児童が入所する施設の長が、対象児童の入所期間及び保育料の納入実績等必要な事項を記した書類を添えて、標記補助金の実績報告書を市長へ提出すること